

平成30年 No.35

○東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

非常勤講師の選考省略対象の追加及び選考委員会の組織の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年12月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年12月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第25号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：非常勤講師の選考省略対象の追加及び選考委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第5章 非常勤講師候補者の選考 (非常勤講師候補者の選考) 第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は，非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により，非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。 2 非常勤講師候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者については，選考委員会の選考を省略するものとする。 (1) 本学の教員に採用されたことのある者 (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者 <u>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（修業年限を4年以上とする大学に限る。）の教授，准教授若しくは講師として在職中の者又はこれらの職の経験を有する者</u> 4 選考委員会委員長は，第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により，選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。 （選考の制限） 第26条 〔省略〕 (選考委員会の組織) 第27条 各学系の選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長 (2) 当該教室に所属する教授 1名 (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 <u>4名</u> 2 センターの選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし，理科教員高度支援センターにあつては，自然科学系長）	〔省略〕 第5章 非常勤講師候補者の選考 (非常勤講師候補者の選考) 第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は，非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により，非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。 2 非常勤講師候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 3 第1項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者については，選考委員会の選考を省略するものとする。 (1) 本学の教員に採用されたことのある者 (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者 4 選考委員会委員長は，第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により，選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。 （選考の制限） 第26条 〔省略〕 (選考委員会の組織) 第27条 各学系の選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長 (2) 当該教室に所属する教授 1名 (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 <u>6名</u> 2 センターの選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし，理科教員高度支援センターにあつては，自然科学系長）

(2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員 <u>4名</u> 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成30年12月13日から施行する。</u> <u>2 この規程施行前に、第21条の規定により教授会に報告又は公示している非常勤講師候補者の選考委員会の開催において、この規程施行日以降に開催されるものについては、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	(2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員 <u>6名</u> 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。 〔省略〕
---	---